

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月1日

【会社名】 オルガノ株式会社

【英訳名】 ORGANO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内 倉 昌 樹

【本店の所在の場所】 東京都江東区新砂1丁目2番8号

【電話番号】 03(5635)5105

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部長 安 藤 実

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区新砂1丁目2番8号

【電話番号】 03(5635)5105

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部長 安 藤 実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金44円 総額506,380,028円

ロ 効力発生日

2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金2,000,000,000円を別途積立金に積み立てる。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 現行定款第15条（招集権者及び議長）に定める株主総会の議長を取締役会長からあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更する。

2. 現行定款第24条（取締役会の招集権者及び議長）に定める取締役会の招集権者及び議長を取締役社長からあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、鯉江泰行、内倉昌樹、堀比斗志、明賀春樹、中山泰利、須田信良、山田正幸、永井素夫、照井恵光及び平井憲次を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、豊田正彦及び樋口達を選任する。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役豊田正彦の補欠監査役として伊藤智章を、社外監査役の補欠監査役として渡部喜美男を選任する。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	95,931	437	1	(注) 1	可決 (98.31%)
第2号議案	96,093	275	1	(注) 2	可決 (98.47%)
第3号議案					
鯉江泰行	90,311	6,051	1		可決 (92.55%)
内倉昌樹	91,182	5,123	58		可決 (93.45%)
堀比斗志	92,146	4,216	1		可決 (94.43%)
明賀春樹	92,171	4,191	1		可決 (94.46%)
中山泰利	92,167	4,195	1	(注) 3	可決 (94.45%)
須田信良	91,029	5,333	1		可決 (93.29%)
山田正幸	91,051	5,311	1		可決 (93.31%)
永井素夫	92,753	3,552	58		可決 (95.06%)
照井恵光	92,928	3,434	1		可決 (95.23%)
平井憲次	93,063	3,299	1		可決 (95.37%)
第4号議案					
豊田正彦	95,877	485	1	(注) 3	可決 (98.26%)
樋口達	95,801	561	1		可決 (98.18%)
第5号議案					
伊藤智章	95,932	435	1	(注) 3	可決 (98.31%)
渡部喜美男	89,598	6,769	1		可決 (91.82%)
第6号議案	96,097	263	9	(注) 1	可決 (98.48%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。